

平成十三年経済産業省令第六十七号
計量法第三百三十五条第一項に規定する指定
校正機関を指定する省令
計量法（平成四年法律第五十一号）を実施する
ため、計量法第三百三十五条第一項に規定する指定
校正機関を指定する省令を次のように定める。
計量法（平成四年法律第五十一号）第三百三十
五条第一項に規定する指定校正機関として次の
者を指定する。

指定校正機関の名称	特定標準器 による校正 等を行う事 業所の名称
財団法人日本品質保証機構（昭和三十 二年十月二十八日に財団法人日本 機械金属検査協会という名称で設立 された法人をいう。）	計量計測セ ンター
財団法人化学物質評価研究機構（昭 和二十四年二月八日に財団法人ゴム 製品検査協会という名称で設立され た法人をいう。）	東京事業所
国立研究開発法人情報通信研究機構	電磁波研究 所

この省令は、公布の日から施行し、平成十三
年四月一日から適用する。

附 則（平成一五年四月一日経済産業省
令第五十四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年五月二〇日経済産業
省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年九月二一日経済産業
省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八
年四月一日から適用する。

附 則（平成二〇年二月一日経済産業
省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一
日）から施行する。

附 則（平成二七年四月一日経済産業省
令第三八号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改
正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関す
る法律（平成二六年法律第六十七号）の施行
の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一月二一日経済産業
省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十
八年四月一日から適用する。